

平成 26 年 7 月 28 日

日本電子債権機構株式会社

### 電子記録債権型シンジケートローンの組成について

日本電子債権機構株式会社は、平成 21 年 6 月 24 日に当局より電子債権記録機関としての指定を国内で初めて取得して以降、手形類似商品サービスである電手決済サービスのみならず、シンジケートローンの電子記録債権型サービスも提供して参りました。

今般、平成 26 年 7 月 23 日付の契約で、三菱商事株式会社が初めて電子記録債権型シンジケートローンを組成いたしました。三菱東京UFJ銀行の公表によれば、同社がこのタイミングでローン債権の売買を前提としたシンジケートローンの電子記録債権化に踏み切った大きな要因の一つは、平成 25 年 10 月の日本銀行の政策委員会・金融政策決定会合にて、電子記録債権が日銀適格担保に認められたことが挙げられるとのことであり、ローンセカンダリー市場の一層の発展に繋がるものと考えられています。

同社の今回の案件により、日本電子債権機構にて取り扱いました、電子記録債権型シンジケートローンは合計で 11 件、1,619.5 億円となりました。

今後も、日本電子債権機構は、電子債権記録業を通じて、企業の資金調達の利便性の一層の向上に努めてまいります。

(ご参考：三菱東京UFJ銀行 ホームページ [http://www.bk.mufg.jp/houjin/info/pdf/m\\_shouji.pdf](http://www.bk.mufg.jp/houjin/info/pdf/m_shouji.pdf))

以上